

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

告 示

目 次

◇ 告 示

- 健康保険法による保険医の登録
- 健康保険法による保険医療機関の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 結核予防法による医療機関の指定
- 解除予定の保安林

土地の用途廃止
基本測量の実施

鳥取県告示第五百四十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号及び番号 登録年月日

藤 本 佳 夫 鳥取市東町三丁目三〇九 鳥医一、二七五 昭和四十二年八月四日

鳥取県告示第五百四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年

政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称 所 在 地 診療科名 開設者氏名 指定年月日 採用点数表

野坂医院分院 米子市蚊屋二八一ノ二 内科・小児科 野坂美水 昭和四十二年七月十一日 乙表点数表

鳥取県告示第五百四十七号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和四十二年八月三日 北垣胃腸科病院 鳥取市庖丁人町二〇

鳥取県告示第五百四十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二

指定年月日 名称 所在地 開設者

昭和四十二年八月四日 北垣胃腸科病院 鳥取市大榎町十九 北垣倫央

鳥取県告示第五百四十九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡名和町大字御来屋字大神婦八八一の二

二 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

三 解除の理由

指定理由の消滅

（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百五十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市大原字勝負谷一二四三の二、字奥長尾一二四四（以上二筆につ

いて次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

送電用鉄塔敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年八月十五日から用途廃止した。

昭和四十二年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方 メートル)	用 途
鳥取市古市字上寺屋敷一二四番五地先から同市古市字西ノ田二一二番二地先まで	七二・二二二	農道敷

鳥取県告示第五百五十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年八月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類 基本測量(二等磁気測量)

二 作業期間 昭和四十二年八月二十三日から昭和四十二年十月十七日まで

三 作業地域 東伯郡三朝町